

# 電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 29 年度）（案）

平成 29 年●月●日  
総 務 省

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針<sup>1</sup>」（平成 28 年 7 月 15 日。以下「基本方針」という。）に基づき、平成 29 年度の電気通信事業分野における市場検証に関する重点事項及び分析・検証の実施方針等を示すものとして、以下のとおり「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」（以下「年次計画」という。）を定める。

## 1. 平成 29 年度の市場検証に関する重点事項

平成 29 年度の重点事項については、基本方針に示すとおり、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「改正電気通信事業法」という。）の運用状況や電気通信事業分野の市場動向等を勘案するとともに、「電気通信事業分野における市場検証（平成 28 年度）」年次レポートを踏まえ、以下の 3 事項とする。

- ・固定系通信・移動系通信における卸及び接続
- ・グループ化の動向
- ・消費者保護ルールに関する取組状況

なお、消費者保護ルールに関する取組状況については、平成 28 年度に引き続き、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針<sup>2</sup>」（平成 28 年 5 月 20 日）に基づき、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」を中心として分析・検証を行うこととする<sup>3</sup>。

## 2. 電気通信市場の分析に関する実施方針

### 2-1 電気通信市場の分析

電気通信市場の動向を的確に把握するため、電気通信事業分野における各サービス市場の競争状況や市場動向について、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）に基づく報告内容並びに電気通信事業者及び

<sup>1</sup> 「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（平成 28 年 7 月 15 日）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000430110.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000430110.pdf)

<sup>2</sup> 「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」（平成 28 年 5 月 20 日）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000429603.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000429603.pdf)

<sup>3</sup> 「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」を中心として行う分析・検証の結果又は進捗状況等については、電気通信市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していく。

利用者へのアンケートの結果等に基づき分析を行う。

分析に当たっては、市場規模やシェア、市場集中度指数(HHI<sup>4</sup>)、事業者数、料金の推移(料金水準、料金体系等)、利益水準(ARPU<sup>5</sup>等)等を用いた定量的な分析に加え、定量的に把握できない競争状況等については定性的な分析を行う。

なお、変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析するためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、分析手法を充実させていくことが重要であるため、引き続き電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、分析対象や分析手法、必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行い、当該検討の結果を順次取り入れながら、電気通信市場の分析を行うこととする。

また、平成 29 年度の重点事項を踏まえ、以下について重点的に分析を行う。

### 固定系通信

平成 28 年度における分析結果では、FTTH アクセスサービス(以下「FTTH」という。)に関しては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)による光回線の卸売サービス(以下「サービス卸」という。)を契機として、MNO<sup>6</sup>や ISP<sup>7</sup>、CATV 事業者をはじめとした様々な分野の事業者が参入するなど、FTTH の小売市場における競争の進展がみられた。

一方で、FTTH の小売市場における競争の進展が FTTH の利用者料金の低廉化に反映されるまでには至ってはならず、また、FTTH の利用の顕著な増加にはつながっていない。

こうした点を踏まえ、平成 28 年度に引き続き、提供形態別(「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」)の FTTH の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH の競争状況等や新サービスの提供実態等について分析を行う。

また、NTT 東西のシェアが急速に高まっている FTTH の卸売市場に関して、当該卸売市場における競争状況や NTT 東西のサービス卸をはじめとする卸電気通信役務の提供実態等について分析を行う。

### 移動系通信

平成 28 年度における分析結果では、移動系通信の小売市場において、MVNO のシェアが増加するなど MVNO<sup>8</sup>を含めた市場の競争が進展し、料金・サービスの多様化、低廉化についても一定の進展がみられた一方、今後も、MVNO を含めた競争

---

<sup>4</sup> Herfindahl-Hirschman Index(ハーフィンダール・ハーシュマン指数)の略。当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される指標。

<sup>5</sup> Average Revenue Per User の略。加入者一人当たりの月間売上高。

<sup>6</sup> Mobile Network Operator の略。移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者。

<sup>7</sup> Internet Service Provider の略。インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者。

<sup>8</sup> Mobile Virtual Network Operator の略。MNO から卸電気通信役務の提供を受け、又は MNO と接続をして、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設かつ運用していない者。

の加速などを通じ、更なる料金・サービスの多様化、低廉化を促していく必要がある。

こうした点を踏まえ、平成 28 年度に引き続き、MVNO をはじめとする移動系通信の小売市場における競争状況や MVNO サービスの提供実態等について分析を行う。

その際、一部の MNO が展開するサブブランドについて、契約数などの詳細な動向の把握に努め、MVNO を含めた市場の競争状況をより適切に分析することとする。

加えて、移動系通信の卸売市場における競争の促進や MVNE<sup>9</sup>の積極的な事業展開は、MVNO サービスの更なる普及促進に資するため、当該卸売市場における競争状況や MVNE サービスの提供実態等について分析を行う。

### グループ化の動向

電気通信事業においては、巨額の設備投資を必要とし、規模の経済が働くことにより、自然独占化の傾向を有し、移動系通信分野では、更に、電波が有限希少であることから、寡占化の傾向を有する。

近年、電気通信事業分野において、主要電気通信事業者(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定設備設置事業者という。))及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定設備設置事業者」という。))が3大グループに収れんしている。

また、平成 28 年度においては、MNO による ISP の株式取得や MVNO による ISP の株式取得の動きもみられたところである。

加えて、移動系通信分野では、携帯電話、BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」等が拡大しているところである。

こうした点を踏まえ、改正電気通信事業法により導入した電気通信事業の登録の更新<sup>10</sup>の対象となる合併や株式取得等に加え、グループ化・寡占化の動向や事業者間連携によるサービス提供の実態についての的確に把握するとともに、グループごとの競争状況等について分析を行う。

## 2-2 電気通信市場の最新動向等に関する研究

近年、電気通信市場においては、FTTH と移動系通信サービス・インターネット接続サービスのセット販売をはじめ、電気サービスやポイントサービス等の異業種サービスを組み合わせた形の販売など、固定系通信・移動系通信サービスの連携や異業種との連携サービスの提供が進んできている。

このような電気通信市場における環境変化を踏まえ、競争状況を的確に把握・分析するため、引き続き、電気通信市場の最新動向等の把握に努め、隣接市場間における相互の影響や異業種間連携サービスの影響について分析を行うとともに、当該分析に必要となる分析手法等について研究を行う。

<sup>9</sup> Mobile Virtual Network Enabler の略。MVNO との契約に基づき当該 MVNO の事業の構築を支援する事業を営む者(当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。)

<sup>10</sup> 電気通信事業法第 12 条の2に規定。平成 29 年●月末現在、該当案件なし。

### 3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

事後規制を基本とする電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の実効性を確保するため、重点事項を中心として、以下のとおり、電気通信事業者の業務の状況等の確認を行う。

確認に当たっては、確認事項に応じ、対象の電気通信事業者に対し、あらかじめ確認事項を送付の上、当該確認事項等についてヒアリング等を行う。また、必要に応じ、報告徴収等を実施することとする。

#### 3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

FTTHの契約数におけるNTT東西のサービス卸を利用して提供される契約数の割合が急速に高まっており、様々な分野の事業者の参入もみられることから、FTTHの卸売市場における公正な事業者間取引を確保するとともに、小売市場における公正競争を確保することがますます重要となっている。

また、NTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に係る苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、卸先事業者において消費者保護の充実等の観点から適切な措置が講じられているか注視していく必要がある。

こうした点を踏まえ、平成28年度に引き続き、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成28年5月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。)に基づき、NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。)に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。

その際、平成28年度における業務の状況等の確認結果を踏まえ、NTT西日本におけるサービス卸の提供料金とFTTHの利用者料金の水準及び卸先事業者のうちMNOが提供しているFTTHと移動系通信サービスのセット割引について、詳細な確認を行う。

また、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について聴取する。

#### 【確認対象】

- ① NTT東西
- ② 卸先事業者(MNO及び総務省が選定する事業者<sup>11</sup>)

<sup>11</sup> 卸先事業者のFTTHに係る苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、各事業者に係る苦情相談件数も考慮した上で卸先事業者を選定。

【確認項目】

対象事業者	確認項目
NTT 東西	① 競争阻害的な料金の設定等 (NTT 西日本におけるサービス卸の提供料金と FTTH の利用者料金の水準に係る詳細確認を含む。) ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為
卸先事業者	① 競争阻害的な料金の設定等 (MNO が提供する FTTH と移動系通信サービスのセット割引に係る詳細確認を含む。) ② 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ③ その他サービス提供に当たっての課題等

3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

移動通信の技術進展の中で、二種指定設備設置事業者<sup>12</sup>及び BWA 事業者<sup>13</sup>は、両者に割り当てられた周波数を活用したエリア展開や、異なる周波数の通信波を複数束ねて高速通信を実現するキャリアアグリゲーション技術<sup>14</sup>を両者の間で用いて、電波利用の連携により通信速度等のサービス品質を向上している。

こういった電波利用の連携によるサービス品質向上が、MNO だけでなく、MVNO においても活用され、両者が同等の条件で競争をすることができる環境にあるか、検証する必要がある。

これに関して、総務省においては、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 28 年総務省令第 30 号)により、BWA (WiMAX2+及び AXGP) 関係設備についても、第二種指定電気通信設備として指定できるよう制度を整備しており、今後、BWA 事業者の端末シェアの増加に伴い BWA 設備が指定の対象となる可能性を念頭に、「電波利用の連携」の競争条件を検証するため、電波利用の連携によるサービスについて、その現状や MVNO の要望等について確認を行う。

これに加え、平成 28 年度における業務の状況等の確認結果を踏まえ行った、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性

<sup>12</sup> 平成 29 年●月末現在では、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、沖縄セルラー株式会社及びソフトバンク株式会社が該当。

<sup>13</sup> UQ コミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning 株式会社等。

<sup>14</sup> 平成 25 年 12 月の無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)改正により制度上実現。当初は同一 MNO 内でのキャリアアグリゲーションのみが制度上可能となっており、異なる MNO 間のキャリアアグリゲーションについては、平成 26 年 9 月の無線設備規則改正により制度上可能となった。

等を確保するための制度整備を受けた対応状況、事業者の取組を注視するとして事項の取組状況について確認を行う。

また、MVNO の新規参入やサービス提供に当たっての課題等について聴取する。

**【確認対象】**

- ① MVNO (総務省が選定する事業者<sup>15</sup>)
- ② 二種指定設備設置事業者
- ③ BWA 事業者 (総務省が選定する事業者<sup>16</sup>)

**【確認項目】**

対象事業者	確認項目
MVNO	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電波利用の連携に関する現状及び要望等</li> <li>② 平成 28 年度の確認結果を踏まえた制度整備を受けた対応状況及び事業者の取組を注視するとして部分の取組状況</li> <li>③ その他サービス提供に当たっての課題等</li> </ul>
二種指定設備設置事業者	○ 上記①から③までにに関する状況
BWA 事業者	○ 上記①から③までにに関する状況

3-3 グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの確認

近年、電気通信事業分野において、合併や株式取得等によりグループ化が進展し、主要電気通信事業者(一種指定設備設置事業者及び二種指定設備設置事業者)が3大グループに収れんしている状況にあることを踏まえ、電気通信事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により、多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を確保する観点から、一種指定設備設置事業者及び二種指定設備設置事業者並びにそれらの特定関係法人である電気通信事業者におけるグループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無について確認を行う。

**【確認対象】**

- ① 一種指定設備設置事業者<sup>17</sup>
- ② 二種指定設備設置事業者
- ③ 一種指定設備設置事業者の特定関係法人である電気通信事業者<sup>18</sup>

<sup>15</sup> 一定規模以上の MVNO 等。

<sup>16</sup> 一定規模以上の BWA 事業者等。

<sup>17</sup> 平成 29 年●月末現在では、NTT 東西が該当。

<sup>18</sup> 特定関係法人である電気通信事業者のうち、以下の電気通信役務(通信モジュール向けに提供するものを除く。)のいずれかを提供し、当該電気通信役務のいずれかの契約数等が5万以上である者を基本として総務省が選定。以下「特定関係法人である電気通信事業者」について同じ。

・携帯電話 ・PSH ・携帯電話・PHS アクセスサービス ・3. 9世代携帯電話アクセスサービス

・BWA アクセスサービス ・MVNO サービス ・加入電話

・総合デジタル通信サービス(中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。)

・IP 電話 ・インターネット接続サービス ・FTTH ・DSL アクセスサービス

- ④ 二種指定設備設置事業者の特定関係法人である電気通信事業者
- ⑤ ①又は②の接続事業者及び卸先事業者(総務省が選定する事業者<sup>19)</sup>)

【確認項目】

対象事業者	確認項目
一種指定設備設置事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定関係法人である電気通信事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等</li> <li>② 特定関係法人である電気通信事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務(電気通信役務の提供と密接不可分に関係するものに限る。以下同じ。)に関する契約</li> <li>③ 特定関係法人である電気通信事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約</li> </ul>
二種指定設備設置事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定関係法人である電気通信事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等</li> <li>② 特定関係法人である電気通信事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約</li> <li>③ 特定関係法人である電気通信事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約</li> </ul>
一種指定設備設置事業者の特定関係法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一種指定設備設置事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等</li> <li>② 上記①の契約に関して要望又は協議を依頼した事項等</li> <li>③ 一種指定設備設置事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約</li> <li>④ 一種指定設備設置事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は③と同様の契約</li> </ul>
二種指定設備設置事業者の特定関係法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 二種指定設備設置事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等</li> <li>② 上記①の契約に関して要望又は協議を依頼した事項等</li> <li>③ 二種指定設備設置事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約</li> <li>④ 二種指定設備設置事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は③と同様の契約</li> </ul>
一種指定設備設置事業者又は二種指定設備設置事業者の接続事業者及び卸先事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、一種指定設備設置事業者又は二種指定設備設置事業者のグループ内の電気通信事業者に対する不当な優遇が疑われる事例</li> <li>② 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、一種指定設備設置事業者又は二種指定設備設置事業者のグループ外の電気通信事業者に対する不当に不利な取扱いが疑われる事例</li> <li>③ その他グループ化の進展等に伴う課題等</li> </ul>

<sup>19)</sup> 一定規模以上の電気通信事業者等。

## 4. 電気通信市場の検証に関する実施方針

上記2及び3の結果を踏まえ、以下のとおり、公正競争の促進及び利用者利便の確保の観点から、電気通信市場の検証を行うとともに、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題等を整理する。なお、以下に示す検証に当たっての観点は例示であり、上記2及び3の結果を踏まえ、追加等を行う場合がある。

電気通信市場の検証に当たっては、電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、多面的かつ総合的な検証を行う。

### 4-1 固定系通信に関する市場の検証

#### 4-1-1 公正競争環境に関する検証

FTTH の利用を促進する観点からは、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」という三つの提供形態から、電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備され、FTTH の小売市場における競争が促進されることにより、料金が低廉化し、多様なサービスが創出されることが重要である。

また、NTT 東西によるサービス卸は、第一種指定電気通信設備を利用して行われる事業者間取引であり、FTTH の小売市場における公正な競争の土台となるものであるため、事業者間取引の適正性・公平性が確保されるとともに、卸売市場においても競争が促進されることが重要である。

この点、平成 28 年度の検証においては、NTT 東西のサービス卸を契機とした新規参入事業者の増加を受けて、FTTH の小売市場における競争の進展がみられた一方、当該競争の進展が FTTH の利用者料金の低廉化に反映されるまでには至ってはならず、また、FTTH の利用の顕著な増加にはつながっていないとしたところである。

したがって、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① 「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間での公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保され、料金・サービス競争の進展により、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。
- ② 卸売市場の競争の進展により、利用者料金の低廉化につながっているか。
- ③ 料金・サービスの多様化、低廉化を通じ、FTTH の利用が促進されているか。

#### 4-1-2 利用者利便に関する検証

FTTH の利用促進のためには、利用者が、より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択できる環境となっていることが重要である。

この点、平成 28 年度の検証においては、FTTH の小売市場において、サービス卸の提供開始以降、様々な分野から事業者の参入が進み、新たなサービスも提供され始め、利用者のサービス選択の幅が拡大されつつある一方、現時点で、利用者が、より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択



することが十分にできているとまではいえないとしたところである。

したがって、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① 新サービスの創出等により、利用者のサービス選択の幅が拡大され、利用者の満足度が向上しているか。
- ② FTTH を提供する事業者が増加することで競争が進み、FTTH の利用者料金の低廉化が促進されているか。
- ③ FTTH の選択において、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができているか。

#### 4-2 移動系通信に関する市場の検証

##### 4-2-1 公正競争環境に関する検証

事業主体が実質的に3グループに収れんされ、協調的寡占の色彩を有している移動系通信分野における競争を促進し、料金・サービスの多様化、低廉化を促進するためには、MNO による料金・サービスを中心とした競争に加え、MVNO の参入等が促進され、MVNO が実質的なプレーヤーとして競争できる環境の整備が重要である。

この点、平成 28 年度の検証においては、移動系通信の小売市場において、MVNO のシェアが増加するなど MVNO を含めた市場の競争が進展し、料金・サービスの多様化、低廉化についても一定の進展がみられた一方、MVNO を含めた競争の加速などを通じ、更なる料金・サービスの多様化、低廉化が必要であるとしたところである。

したがって、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① MNO 間、MVNO 間及び MNO である MVNO や MNO のサブブランドも含めた MNO と MVNO との間の公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。
- ② MNO 間で料金・サービスを中心とした競争が進展し、料金・サービスの差別化が図られているか。
- ③ 卸売市場における競争の促進や MVNE の積極的な事業展開により、MVNO サービスの普及が促進しているか。

##### 4-2-2 利用者利便に関する検証

国民生活の生活インフラとなっている携帯電話については、ライトユーザ・ヘビーユーザ・長期利用ユーザをはじめとした幅広い利用者にとって使いやすい料金・サービスとなること、納得感のある料金・サービスが実現すること等により、利用者が、より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択できる環境となっていることが重要である。

この点、平成 28 年度の検証においては、MNO によるライトユーザ向けの新料金プランや大容量データ通信向けの新料金プランの導入、MVNO による音声定額プランや大容量データ通信向けプランの導入・拡大など、料金・サービスの多様化、低廉化について一定の進展がみられた一方、幅広い利用者が納得感をもって自らのニーズに

応じたサービスを合理的に選択しているとまではいえないとしたところである。

したがって、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① ライトユーザ・ヘビーユーザ・長期利用ユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等により、利用者利便の向上・利用者の満足度の向上につながっているか。
- ② MNO の料金・サービスの差別化や MVNO・MVNE の普及・活発な事業展開により、利用者のサービス選択の幅が拡大しているか。
- ③ SIMロック解除の進展やMVNO 及びそのサービス内容に対する認知度・理解度の向上等により、利用者が事業者変更・サービス変更をする際のスイッチングコストが低廉化しているか。

## 5. 情報の収集

電気通信市場の分析・検証を適切に行う上では、サービスの供給(事業者)側の情報だけではなく、サービスの需要(利用者)側の情報についても収集し、サービスの需要・供給の両面から分析・検証を行うことが重要である。また、変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析・検証するためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、その手法の充実を図ることが重要である。

そこで、分析・検証に当たり、以下のとおり情報収集を行う。

なお、引き続き電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、電気通信市場の動向を的確に把握し、実効性の高い分析・検証を行うために必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行う。

### 5-1 需要(利用者)側に関する情報の収集

#### (1) 情報収集の方法

情報通信に関する現状報告(情報通信白書)、通信利用動向調査等をはじめとした総務省が実施している調査や、各種公的機関及び民間調査機関等のデータを必要に応じて活用するとともに、利用者に対するアンケート調査を実施する。

#### (2) 収集する情報

多様化・複雑化する電気通信市場に影響を与える諸要因を様々な側面から把握し、電気通信市場の実相を適切に分析していくため、サービス料金やサービス品質、サービス変更コストに関連するデータ等、利用者 に 直接影響する情報を積極的に収集する。

#### (3) 情報の取扱い

需要(利用者)側から収集する情報は、利用者の視点から電気通信市場の競争状況を把握するとともに、サービスや機能の需要の代替性を測る上で重要なデータである。したがって、各種調査及びアンケートにより収集した情報については、集計の上、電気通信市場の競争状況の分析・検証に活用することとする。

なお、集計前のデータや専門機関と連携して収集したデータ等、公表された場合に当

事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

## 5-2 供給(事業者)側に関する情報の収集

### (1) 情報収集の方法

電気通信市場の競争状況の分析・検証を行うために必要な情報については、電気通信事業者等の協力を得ながら情報収集を行うことを原則とする。収集方法については、報告規則に基づく報告のほか、分析・検証を行うために必要な調査内容等に応じ、アンケート調査及びヒアリング等を通じて、電気通信事業者等から情報を収集する。

また、必要に応じ、事業者団体等にデータ収集に関する協力を要請するなど、情報の充実を図ることとする。

### (2) 収集する情報

収集する情報は、最終利用者向けサービスに関する情報に加え、可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、電気通信事業者等から情報を収集する。また、各サービスに関する情報だけではなく、隣接サービスに関する情報についても、必要に応じ、情報を収集する。

### (3) 情報の取扱い

電気通信市場の分析・検証を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず、電気通信事業者等から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等により透明性の確保に努める一方、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

## 6. 実施スケジュール

本年次計画の策定後、市場環境の変化に対応した分析手法の充実等を図りながら、電気通信市場の分析を実施する。また、必要となる情報収集として、報告規則に基づく報告のほか、利用者や電気通信事業者等へのアンケート調査を実施する。

電気通信市場の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、電気通信市場の検証を行うとともに、総務省が平成 29 年度に講じた措置状況及び今後重点的に取り扱う課題・取組等を取りまとめ、平成 30 年7月(目途)に年次レポート(案)を作成する。今後の課題等については、平成 30 年度年次計画(案)に反映させる。

平成 29 年度年次レポート及び平成 30 年度年次計画については、意見公募手続を経て、平成 30 年8月(目途)に策定・公表することとする。

想定する実施スケジュールは、以下のとおりである。

	平成29年	9月	10月	11月	12月	平成30年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
年次計画	● 年次計画													● 次年度の年次計画
電気通信市場の分析		最新の市場動向等に関する研究							分析作業					
電気通信事業者の業務の適正性等の確認		ヒアリング等による確認作業												
電気通信市場の検証										検証作業				
情報収集		利用者へのアンケート調査							事業者等へのアンケート調査					
		■ 報告規則に基づく 四半期データ(6月末)		■ 報告規則に基づく 四半期データ(9月末)		■ 報告規則に基づく 四半期データ(12月末)				■ 報告規則に基づく 四半期データ(3月末)				
		その他の情報収集(適宜)												
年次レポート														● 年次レポート